

## 福祉用具サービス計画作成 ガイドライン策定

厚労省

厚生労働省は、福祉用具サービス計画作成の基本的考え方や留意点などを盛り込んだガイドラインを策定しました。

各都道府県・保険者に事務連絡し、福祉用具貸与・販売事業所や居宅介護支援事業所の研修、支援などで活用するよう呼びかけています。

同省は福祉用具貸与・販売の個別サービス計画作成を2012年度義務化。しかし、記載方法やアクセスメント方法などが現場で確立されていない実態が明らかになり、全国福祉用具専門相談員協会に助成して調査研究事

業を進めてきた。ガイドラインではアセスメントからモニタリングまでの留意点、利用目標設定の留意点、利用目標達成状況の検証を中心としたモニタリングなどを解説している。

参考様式として、ガイドライン策定と併せて見直した同協会版サービス計画書・モニタリングシートも提示。今回の調査研究事業

では専門相談員指定講習カリキュラム見直しも検討しており、同協会は実務経験を持つ専門相談員を指定講習の講師要件に追加するよう提言している。